

### 【アメリカ】連邦議会調査局（CRS）報告書の公開を求める法案

2016年3月3日、上院に「2016年連邦議会調査局報告均等アクセス法（Equal Access to Congressional Research Service Reports Act of 2016）案」（S.2639）が提出された（2016年4月現在、審議中）。現在、CRSはウェブサイト上で報告書を公開していない。国務省や連邦議会議員、民間団体などが自らのサイトに一部を掲載するに止まっており、かねてより、国民共有の情報資産とすべきだ、との指摘があった。この法案は7か条から成り、政府印刷局（GPO）に対し、検索及び検索結果の並び替え、ダウンロードが可能な形で、CRSの報告書をGPOのウェブサイトに掲載し、公衆が無料で自由使用できるようにすること（第3条）や、ウェブサイト上に報告書のバージョン情報（新規・更新の区分）を表示すること、検索用の索引を掲載すること（第4条）などを義務付けている。なお、特定議員からの依頼により作成され、連邦議会のイントラネットからもアクセス不可能な情報等は、この法律が定める公開対象に含まれない（第2条）。

（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114s2152enr/pdf/BILLS-114s2152enr.pdf>

### 【アメリカ】居眠り運転事故の防止対策に関する運輸省の発表

米国でも運転中の居眠りによる事故の多発が問題となっているが、このような事故は睡眠時無呼吸症候群によって引き起こされることが多いと確認されている。現在、全米で2,200万人がこの症状を発症していると言われており、年間の事故32万8,000件のうち、特に重大な事故6,400件ほどは、このような睡眠障害による居眠り運転が原因と見られている。2016年3月8日、運輸省の自動車輸送安全局と連邦鉄道局は、事故防止策として新たな規則を作成する方針について、共同の事前公告（advanced notice of proposed rulemaking）を発表した。事前公告によると、新たな規則の概要は、トラックや電車の運転手について、睡眠障害の有無と障害の程度を調査し、深刻な症状が確認された者に対しては、専門の医療機関による診断と健康管理を受けるよう求めるというものである。これらの対策は、居眠り運転事故防止に関する、初めての行政的取組とされており、事前公告の内容は、3月8日以降、90日間のパブリック・コメントに付される。

（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-03-10/pdf/2016-05396.pdf>

### 【EU】国外労働者派遣・出向指令の改正案

欧州委員会は2016年3月8日、企業からの一時的な派遣・出向により国外でサービスの提供を行う労働者への同一労働同一賃金の保障等を盛り込んだ、国外労働者派遣・出向指令の改正案（COM(2016)128final）を公表した。EUでは国境を越えて派遣・出向を命じられる労働者が増加しており、2014年には192万人であった（2010年比44.4%増）。現行の指令により、受入国における法定最低賃金は保障されているものの、受入国の労働者との比較においては低賃金となることが多いという現状がある。改正案では、国外からの派遣・出向労働者に対し、受入国の労働者と同じ報酬条件を適用することを加盟国に義務付ける。また、国外の人材派遣会社から派遣される労働者についても、受入国の人材派遣会社の労働者と同様に、直接雇用の場合の労働・雇用条件を下回らないものとする。さらに派遣・出向の累積期間が24か月を超える場合には、受入国の労働者と同じ労働法規が適用されるものとする。

（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0128>

### 【イギリス】2016年慈善事業（保護及び社会投資）法—慈善団体の管理強化—

イングランド及びウェールズには大小16万の慈善団体（以下「団体」）が存在し、年間収益は700億ポンド（約11兆円）を超える。これら団体は政府機関である慈善事業委員会（以下「委員会」）が登録し、規制を行っているが、近年一部団体による行き過ぎた募金活動等の不祥事が発生し、委員会の規制権限を他の公的規制機関と同レベルに引き上げるべきとの議論がもち上がっていた。2016年3月16日に成立した2016年慈善事業（保護及び社会投資）法は、こうした議論に応える形で次の規定を盛り込んでいる。①委員会に団体の不祥事、運営失敗等があったとき警告を発する権限を与え、警告に対する是正措置が取られなかった場合には最長で2年間の活動停止を科す権限を与える。②従来、欺瞞や不正による前科は団体役員の不格条件とされてきたが、さらに法廷での偽証、テロリスト資産への関与、性犯罪等も当該条件に加える。③委員会の調査の結果、不祥事、運営失敗等があった団体役員を不格とする権限を委員会に与える。（前・海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/4/contents/enacted>

### 【イギリス】2016年暴動損害賠償法

2011年8月、警察官による黒人男性の射殺をきっかけにロンドンをはじめとする複数都市で発生した暴動では、若年層を中心に1万3千人から1万5千人が放火、器物損壊、強盗、襲撃等、約5,000件の犯罪に関与し、その被害総額は1億6千万ポンド以上に及んだとされる。損害賠償をめぐる裁判には、1886年制定の暴動損害賠償法が適用されたものの、100年以上前の法律の用語の定義や対象範囲について解釈が分かれたため、時代に即した同法改正の必要性が認識された。その後の議論なども踏まえ、2016年3月23日、2016年暴動損害賠償法が成立した。主な規定は次のとおりである。①暴動により自動車を含む財産に対して破損、盗難等の被害を受けた場合、地元の警察、又は国務大臣に損害賠償請求ができる。②賠償額は1件につき、100万ポンドを上限とする。③賠償の対象は、暴動によって直接被害を受けた財産のみに限定され、営業妨害によって生じた利益の損失等の間接的被害については対象外となる。（1ポンドは約155円）（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/8/contents>

### 【イギリス】2016年保育法

2016年3月16日、就学前の子どもがおり親が働いている家庭に対し、無料の保育サービスを提供する2006年保育（Childcare）法の一部を改正する2016年保育法が成立した。これは、保守党が2015年総選挙のマニフェストに掲げた公約を実現するものである。2006年保育法においては、年間38週間で各週15時間の保育サービスの提供を保証することを地方自治体に義務付けていた。今回の改正では、各週15時間から各週30時間へと時間を倍増することに加え、保育サービスの保証を地方自治体ではなく国務大臣に義務付けることとした。受益対象者は、2006年保育法と同じく、イングランドにおいて親としての責任を持つ者全員が働いている、主に3歳と4歳の子どもがいる家庭である。また、地方自治体の保育サービス提供の状況を監督するため、国務大臣が地方自治体に対して情報提供を要求できる規定を設けたほか、地方自治体に保育に関する規定、サービス、施設等の家庭にとって有益な情報の公表を義務付ける規定も盛り込んだ。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/5/contents/>

### 【フランス】「買春禁止法」の成立

2016年4月、通称「買春禁止法」が制定され、フランスは買春を禁止する欧州で5番目の国となった。違反に対する罰金は初犯の場合1,500ユーロ（約18万円）、再犯の場合は3,750ユーロ（約46万円）である。こうした点がクローズアップされているが、正式名称は「売春システム対策の強化及び売春者の扶助のための法律」である。売春を人身売買や斡旋業という性的搾取システムと位置づけ、不法インターネット・サイトの取締り等の対策を強化する。また「犠牲者」である売春者については、売春（客引き行為）を犯罪とする規定を廃し、自主的に廃業するための各種の保護・扶助プログラムを提供する。売春者の大半を占めると言われる不法滞在外国人には、売春廃業後の社会生活のため暫定的な滞在許可証の付与を可能とする。社会及び教育現場において売春・買春という社会問題について意識向上活動を行う。この法律は2013年10月に提案されてから議会で左右両派の様々な反対意見が噴出し、成立まで2年半を要した。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/4/13/2016-444/jo/texte>

### 【フランス】交通機関の安全を強化する法律

2016年3月、公共交通機関におけるテロ行為や不正乗車等を予防するための法律が制定された。まずテロの予防に関し、①SNCF（フランス国有鉄道）及びRATP（パリ交通公団）のセキュリティ担当職員に、乗客の所持品監視・検査、及びきわめて深刻な状況においては県の長官の許可に基づく身体検査を行う権限を与えること、②担当職員が制服を着用せず行える警備の範囲の拡大、③司法警察に属する者が（本来は行政警察の権限に属する）乗客の所持品監視・検査を行う権限・条件等が規定された。不正乗車に関しては、①無賃乗車の再犯防止の実効性を向上させるため「常習犯」の定義の改正、②より確実に罰金を徴収するため、公共交通機関経営会社に対し財政及び社会保障関連の行政機関が所持する個人情報へのアクセス権を認めること等が規定された。なお、議会での審議において、公共交通機関における女性への性的なハラスメント及び暴力についても法律による予防の必要性が指摘され、実態調査の実施が規定された。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/3/22/2016-339/jo/texte>

### 【フランス】児童保護の強化

2016年3月、「児童の保護に関する法律」が制定された。これは、現在フランスにおける児童保護立法の基盤である2007年の「児童保護の改革に関する法律」の実施状況を踏まえ、同法を補完する改正と位置付けられる。この法律では、①政府に対する国レベルの大綱の提案、意見の表明、施策の評価を行う国家児童保護審議会（CNPE）の設置、②県の母子保護機関（PMI）に児童保護のための契約医を設置し、任務を県のPMIや児童社会扶助機関（ASE）、憂慮情報収集室（CRIP）及び県内の医師との間の連携体制の構築とする、③社会福祉・家族法典に定める児童育成計画（PPE）の改訂、④単純養子縁組制度、養子及び国家被後見子の再度の養子縁組制度の改善、⑤未成年者の育成につきASEと親権者の間に意見の相違がある場合、児童裁判官の指名によるASEから独立した特別代理人が当該未成年者の利益を代表すること、⑥子に対する犯罪を犯した者からの自動的な親権剥奪、⑦子に対する性犯罪の重罪化等の改正を行った。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/3/14/2016-297/jo/texte>

### 【ドイツ】熱電併給法の改正

2002年4月1日に施行された熱電併給法は、省エネルギーのために、発電時に生じる熱をも供給する熱電併給施設に対する助成を定める。熱電併給施設の助成は、再生可能エネルギーによる発電施設の助成と同様の方法で行われ、最終的に消費者が負担する。このたび、2020年のCO<sub>2</sub>排出量を1990年比で40%削減するという目標に鑑みて熱電併給法が改正され、2016年1月1日に施行された（BGBl. I 2015 S. 2498）。改正の概要は次のとおりである。①従来、石炭を燃料とする施設も助成されていたが、新規の施設は助成を受けられなくなった。また、石炭を燃料とする施設がガスを利用する施設に変更した場合、助成額を増額する。②電力を一般に供給せず自家消費する施設は、設備容量100kW以下の小規模施設及び電力費用のかかる製造事業者を除き、助成の請求権を有さなくなった。③設備容量が10MWを超える大規模施設については、従来より有利な助成額が保障されるような仕組みが定められた。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・BT-Drucksache 18/6419, 6910.

### 【ドイツ】研究者任期付契約法の改正

研究者任期付契約法の規定により、博士号を取得していない大学の研究者については6年間まで、また、取得後についても6年間まで（医学の場合は9年間まで）、任期を付した労働契約が可能である。このような任期付労働契約は、大学における柔軟な雇用を可能にし、多くの者に機会を与えるという意義がある。現在、大学研究者の8割以上が任期付で雇用されている。しかし、この規定は雇用者により濫用され、任期付の研究者は教育や雑務に追われ、研究のための十分な時間を確保できず、そのまま大学に残れないことが多い。このような状況を改善するため、研究者任期付契約法が改正された（BGBl. I S. 442, 2016年3月17日施行）。改正により、任期を付すのは、任務が資格取得の目的に資するものである場合とされた。また、任期は、資格取得のために適切な期間としなければならないことが定められた（第2条）。野党からは、最低契約期間を法律で定める修正案が提出されていたが、雇用の柔軟性を阻害するとして否決された。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・BT-Drucksache 18/6489, 7038.

### 【ドイツ】病院構造改革

病院（Krankenhaus）構造改革のために、病院財政法や公的医療保険法等の関係法令が改正された（BGBl. I 2015 S. 2229, 一部を除き2016年1月1日施行）。改正は多岐にわたるが、その概要は次のとおりである（以下、「病院」は、入院治療を行う病院をいい、外来診療のみを行う「診療所」ではない。）。①病院に対して、医療の質の確保が一層要請される。今後は、診療報酬が質の確保の状況に応じて加点又は減点される。また、質の確保に関するガイドラインの遵守の検査が行われること等が定められた。②病院における介護要員が増強された。さらに、退院後に病院以外の施設又は在宅で介護を受ける患者は、介護保険からの給付がない場合に、医療保険から介護の給付を受けることができるようになった。③医療サービス提供を地域の需要に適合させるために、構造基金が設けられた。基金の規模は10億ユーロであり、当該資金は、過剰な急性期病床の削減や急性期医療提供の集中化、病院の介護施設等への変更のために使用される。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・BT-Drucksache 18/5372, 6586.

### 【ロシア】選挙及び住民投票に関する法律の改正

2016年3月9日連邦法第66号「選挙及び住民投票に関するロシア連邦の法令並びにその他のロシア連邦の法令の改正について」により、一連の選挙関連法が改正された。ロシア政府は、この改正が2014年から2015年の期間における実際の法律の運用実態等を考慮したものであるとしている。今回の法改正では特に選挙過程の透明性向上に重点が置かれており、選挙管理委員会及び住民投票管理委員会の活動に関する情報公開を進めるための施策が盛り込まれた。改正点は多岐にわたるものの、特に注目される具体例としては、マスコミの代表者がこれらの委員会の会議や実際の投票の様相を取材することが可能となった点が挙げられる。ロシアでは2011年の下院選挙で大規模な不正投票疑惑が浮上し、全国的な反政権デモへと発展した経緯がある。2016年9月には再び下院選挙を控えていることから、こうした事態の再発を回避する狙いがあると見られる。

(海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://rg.ru/2016/03/11/referendummy-dok.html>

### 【ロシア】原子力の安全性に関する法改正

2016年3月30日連邦法第74号「原子力エネルギー利用の分野における安全規制を目的とした個別のロシア連邦法の改正について」が施行された。同法は、2013年に策定された原子力の安全性に関する政府の指針「2025年までの期間におけるロシア連邦の核及び放射線安全確保のための国家政策の基礎」の実現に向けた法改正である。第1に、1995年連邦法第170号「原子力の利用について」第3条第1項が改正され、これまで明確でなかった核燃料及び使用済み核燃料の定義が1997年の「使用済み燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」に合わせて規定された。第2に、前述の「原子力の利用について」第20条の改正により、原子力事業を担当する連邦行政機関及び国営原子力公社「ロスアトム」の権限が拡大された。従来は各種の政策、規則等の策定及び実施状況の監督等であったが、新たに原子力事業に関する主な研究機関、設計機関及び計画機関を自ら選定し、それらの位置付けを独自に決定することが可能となった。 (海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://static.kremlin.ru/media/acts/files/0001201603300012.pdf>

### 【韓国】公職選挙法の改正—新たな選挙区画定案の確定と関連規定の新設—

2014年10月30日、憲法裁判所は、それまで3倍まで許容していた選挙区の人口格差を2倍以内に抑える立法措置を国会に要求した。これを契機として国会は、国会議員選挙区画定委員会を国会から中央選挙管理委員会に移管した上で、同委員会が新たに選挙区画定作業を行う体制を整えた(本誌264-1号(2015年7月)pp.18-19参照)。2016年3月3日、同委員会による新たな選挙区画定案(人口格差2倍以内)の確定及び選挙区画定に係る規定(選挙区の議席数、画定基準等)の新設のための改正公職選挙法が公布・施行された。今回の法改正により、①議員定数の変更(299人→300人。改正前は2012年に実施された第19代国会議員選挙のみ例外的に300人)、②新たな選挙区画定案を反映させた253の選挙区(改正前は246)の名称及び範囲、③選挙区の人口格差を2倍以内に抑えるため、隣接自治体の一部分割による選挙区調整を例外的に認めること等が規定された。なお、比例区は改正前から7議席減って47議席となった。 (海外立法情報課・藤原 夏人)

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_F10610H2B2A4H0U9P3O8B5O9P2O4C3](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_F10610H2B2A4H0U9P3O8B5O9P2O4C3)

### 【韓国】外国法諮問士法の改正—FTAに伴う法律市場の第3段階の開放—

韓国と米国との自由貿易協定（韓米 FTA）及び韓国と EU との自由貿易協定（韓国・EU FTA）では、韓国法律市場の対外開放について、①外国の法律事務所が韓国に外国法諮問法律事務所を設立し、外国弁護士が外国法諮問士として活動する（発効時）、②外国法諮問法律事務所が、韓国の法律事務所と業務提携し共同で事件処理する（発効後 2 年以内）、③外国の法律事務所が韓国の法律事務所と合弁事業体（joint venture firm）を設立する（発効後 5 年以内）、の 3 段階に分けて開放されることになっている（本誌 257 号（2013 年 9 月）p.60 参照）。①及び②については、すでに国内法が整備され、残る③についても 2016 年 3 月 2 日、外国法諮問士法が改正され、合弁事業体の設立が可能となった（同年 7 月 1 日施行）。今回の法改正により、合弁事業体の設立根拠、出資者の資格基準等が規定され、外国の出資者の持分及び議決権（外国の出資者が複数の場合は合算したものを基準）は、100 分の 49 以下に制限された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=ARC\\_C1G5H0A8V0X4C1K7N3C7S2W5V1X5Z5](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_C1G5H0A8V0X4C1K7N3C7S2W5V1X5Z5)

### 【韓国】音楽チャートの意図的なランキング操作の禁止

出版業界では、ベストセラーにすることを目的に特定の出版物を不当に大量購入した場合、「出版文化産業振興法」の規定により 2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン（約 197 万円）以下の罰金に処される。しかし、音楽業界では同様の手口で音楽チャートのランキングを意図的に操作する行為（通称「音源買占め」）を処罰する法的根拠がなく、問題となっていた。2016 年 3 月 22 日、「音楽産業振興に関する法律」が改正され、音源買占めを処罰する法的根拠が新設された（同年 9 月 23 日施行）。今回の法改正により、①音源関係者による当該音源買占め行為及び他人に音源買占めをさせる行為の禁止、②音源関係者が当該音源買占め行為を知りながら売上枚数等を発表する行為の禁止、③文化体育観光部（部は省に相当）長官又は広域自治体の長が、必要に応じて音源関係者に対し業務報告命令、関係資料提出命令、販売集計除外命令等を下せること等が規定された。これらに違反した者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処される。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_Q1R511M2S0V4E1J8W4R3Z2A0W1U4W2](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1R511M2S0V4E1J8W4R3Z2A0W1U4W2)

### 【中国】国家勳章及び国家荣誉称号法の制定

中国の憲法第 67 条は、国の勳章及び荣誉称号の授与について決定することを全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委」）の職権の 1 つと規定している。しかし、その具体的な内容等を定める法律の制定は、1980 年代に検討が始まったものの、長らく中断していた。2015 年 8 月の全人代常務委会議に改めて提出され、第 1 回審議が行われた国家勳章及び国家荣誉称号法案は、意見公募、修正を経て同年 12 月の同会議における第 2 回審議の後、12 月 27 日に可決、成立した（同日公布、2016 年 1 月 1 日施行）。全 21 か条から成る同法は、国家勳章及び国家荣誉称号を国家の最高榮譽と規定し、国家建設・国家防衛に極めて大きな貢献があった人物に「共和国勳章」、中国の発展や国際協力の促進等に卓越した貢献があった外国人に「友誼勳章」、各分野で重要な功績のあった人物に国家荣誉称号をそれぞれ授与することを定めている。勳章及びその証書の売却、貸出し、それらを用いた営利活動の禁止についても定めている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201512/20151200479795.shtml>

### 【中国】全国社会保障基金条例の制定

全国社会保障基金（以下「基金」）は、急速な高齢化を背景に、年金等の社会保障支出の将来的な財源不足に備えた準備基金として、2000年8月に国が設立した。中央財政予算からの割当金のほか、国有企業の株式売却益や宝くじの収益金等から成る基金の規模は、2015年末現在で約1.5兆元に達し、基金設立以来の平均収益率は8.82%とされている。従来、全国社会保障基金投資管理暫定弁法（2001年12月13日施行）、全国社会保障基金国外投資管理暫定規定（2006年5月1日施行）が基金運用の法的根拠となっていた。その後、社会保険法（2011年7月1日施行）に基金に関する規定が盛り込まれ（第71条）、2016年3月10日、同法の規定に基づき全国社会保障基金条例が制定された（同年5月1日施行）。全30か条から成る同条例は、基金に対する政府の監督管理を強化し、安全確保を前提として資産保全と収益向上を実現することを目的とし、投資範囲、リスク管理、内部統制、情報公開等について定めている。（1元は約17円）（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfqwd/201603/20160300480512.shtml>

### 【台湾】災害防止救助法の改正

災害の防止、救助及び復旧の体制整備と機能強化を目的とする災害防止救助法（全52か条）は、2000年に制定された後、大規模自然災害の発生等を契機として既に5回にわたり改正され、規定内容が拡充されてきた。2016年3月25日、再度行われた同法改正は、2011年3月の東日本大震災と福島原発事故、2014年7月の高雄市のガス爆発事故、2016年2月の台湾南部地震等、最近の大規模災害における課題や教訓を反映したものである。改正の主な内容は、①法の適用範囲の拡大（液状化、バイオハザード、放射能災害等を追加）、②被災者の生活再建のための経済的支援の拡充（税・社会保険料・ローン利子等の減免、住宅再建のための低利融資等）、③刑が加重される災害便乗犯罪の対象拡大（詐欺を追加）などであり、②に関しては2015年8月の巨大台風の被災者にも遡って適用される。この法改正と併せて、防災・減災のための規制強化等を目的として、建築法と都市再開発条例の改正も予定されている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lgegi/ttspdf2?7240:2-8>

### 【オーストラリア】連邦裁判所等の組織に関する法改正

2016年3月18日、連邦レベルの裁判所の組織を統合する法律（Courts Administration Legislation Amendment 2015）が裁可された。この法律は、1976年オーストラリア連邦裁判所法、1975年連邦家族法、1999年オーストラリア連邦巡回裁判所法、1993年連邦先住権法の一部を改正し、効率化の目的から、連邦裁判所、家庭裁判所及び連邦巡回裁判所を単一の組織に統合し、事務を共有するための規定を設けるものである。統合後の組織は、現在は連邦裁判所の中にある連邦先住権調停機関（National Native Title Tribunal）も含み、2013年公共管理・業績・説明責任法に基づいたものとなる。共有される事務に関しては最高管理責任者が置かれるが、各裁判所の任務遂行に当たっては、改正前と同様に各裁判所の長が責任を有する。以上の改正は、2015-16年予算において示された連邦レベルの裁判所の合理化と財政的な持続可能性の促進を目的とした改革パッケージの一部を構成するものである。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ [http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/Bills\\_Search\\_Results/Result?bid=s1029](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bid=s1029)

### 【オーストラリア】デジタルラジオ放送に関する放送サービス法等の改正

2016年2月29日、1992年放送サービス法及び1992年ラジオコミュニケーション法の一部を改正する法律(Broadcasting Legislation Amendment (Digital Radio) 2015)が裁可された。この法律は、デジタルラジオ放送に関して、2015年に政府が提出した報告書の評価に基づき、複雑な規制を緩和し、その創業を容易にする一連の手段を定めている。主な改正点は、①2007年に情報番組、教育番組等の提供のために設けられた「限定的データ放送免許」について、適用される業者がないことから廃止し、デジタルラジオ放送に関する規制枠組を簡素化すること、②認可を受けた地域でデジタルラジオ放送を開始する日の設定に関して、通信大臣の関与を廃し、オーストラリア通信メディア庁(ACMA)が直接決定することとしたこと、③デジタルラジオ放送開始から6年間は、当該放送の認可地域で新たな商業デジタルラジオ放送の認可を行わないとした従来の規定を廃止すること、④デジタルラジオ多重送信免許の区分の合理化である。

(海外立法情報課・芦田 淳)

・ [http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/Bills\\_Search\\_Results/Result?bId=r5590](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5590)

### 【シンガポール】低所得層高齢者に対する補助政策

2016年3月24日、金融大臣は、低所得の高齢者補助政策「シルバー・サポート・スキーム」による補助金給付を2016年7月に開始すると発表した。同スキームは、①55歳までの強制貯蓄制度による貯蓄額が一定基準に達していないこと、②居住する公団住宅が5部屋以下であること、③世帯所得が一定基準に達していないこと等の条件を満たす65歳以上のシンガポール国民約14万人を対象とする。対象者には、居住する公団住宅の部屋数に応じた給付額300～750シンガポール・ドルが四半期に一度支払われる(1シンガポール・ドルは約80円)。政府は近年、高齢者の社会保障の充実を打ち出しており、2014年には、生年が1949年以前(独立年である1965年に16歳に達する)かつ1986年以前にシンガポール国籍を取得した国民約46万人に対し、経済的条件に関わりなく外来診療費や医薬品の半額免除及び年齢に応じた年間給付額200～800シンガポール・ドルの支給等を行う医療補償制度「パイオニア世代パッケージ」の運用を開始している。

(海外立法情報課・光成 歩)

・ <http://www.straitstimes.com/singapore/first-silver-support-payout-in-july>

### 【タイ】新憲法草案の最終案

2016年3月29日、憲法起草委員会は、暫定政府、国家平和秩序評議会、市民団体等の修正案を受けてまとめた新憲法の最終案を発表した。最終案では、政治的混乱時の国政介入を憲法裁判所の権限とする規定に修正が加えられ、憲法裁判所の主導により首相、国会、最高裁判所と協議することとされた。原案で批判されていた、公選によらない首相選出や、大政党が生まれにくいとされる下院議員選挙における「単記投票制」は原案のままとなった。また、原案では上院200議席について専門家・職業団体からの間接選挙制としていたが、最終案は議席数を250議席に増やし、軍関係者の6議席を除く全議席を国家平和秩序評議会による任命制とした。新憲法は腐敗防止を掲げており、最終案は選挙違反や公務員の不正行為で有罪判決を受けた場合の政治活動制限を強化した。新憲法案は2016年8月7日実施の国民投票で是非を問われる。タクシン派のタイ貢献党は、3月30日に声明を発表し、新憲法案の国民投票での否決を訴えた。

(海外立法情報課・光成 歩)

・ <http://www.bangkokpost.com/news/politics/914361/cdc-hands-public-final-draft-of-new-constitution-to-public>